

壱岐市立勝本小学校「いじめ防止基本方針」

1. いじめ防止基本方針について

本方針は、人権尊重に基づき、壱岐市勝本小学校の全児童が明るく充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に、「いじめ防止推進対策法」及び「壱岐市いじめ防止基本方針」に基づき、「勝本小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

※表面上けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

○具体的ないじめの態様（例）

- (1) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・身体や動作について不快なことを言われる。
 - ・存在を否定される。
 - ・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - ・遊びやチームに入れない。
 - ・席を離される。
- (3) ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・身体をこづかれたり、触って知らないふりをされたりする。
 - ・殴られる、蹴られるが繰り返される。
 - ・遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- (4) 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・脅かされ、金品をとられる。
 - ・靴に画鋲やガムを入れられる。
 - ・写真、鞆、靴等を傷つけられる。
- (5) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・万引きやかつあげを強要される。
 - ・大勢の前で衣服を脱がされる。
 - ・教師や大人に暴言を吐かせられる。
- (6) インターネットや携帯電話・スマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・インターネットや携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる。
 - ・いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）のグループから故意に外される。

3. いじめ防止に向けての基本姿勢

- (1) いじめは、「どの子にも、どの学校でも、起きている」と考え、全教職員が十分認識すること
- (2) 「いじめは人間として絶対に許されないという」意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底すること
- (3) 児童一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識すること
- (4) 大切なことは、いじめであるかどうかを判断することより、いじめと疑われるものすべてに対応すること
- (5) いじめが解決したとみられる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、指導を継続していくこと
- (6) 定期的な検査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態につとめ、情報を全教職員で共有すること

4. 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。(委員会メンバー)

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、保健主事、当該学級担任等

(2) 情報交換会

月1回、全教職員で、特に配慮が必要な児童について、現状や指導についての情報交換、及び共通行動について話し合う。

5. いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する具体的方策について

	子どもへの指導・支援	保護者との連携
① いじめ未然防止に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめの重大性を全職員で認識し、一致協力した指導体制の確立 ○「いじめ対策ハンドブック」等の活用による教職員の指導力向上。 ○人権意識と生命尊重の態度と育成 ○「長崎っ子の心を見つめる教育週間」による道徳教育などの充実 ○児童会活動を通じた自己指導能力の育成 ○「非行防止教室のための教師用指導資料」を活用し、児童の「規範意識」「思いやり」の育成 ○家庭・地域・関係機関との連携強化 ○配慮が必要な児童の共通理解、共通実践 ○「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」等を定期的に活用し、いじめに対する教職員の問題意識を持続させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○年度初めに「学校いじめ防止基本方針」の周知徹底 ○リーフレット「大切な子どもたちをいじめから守るために」等を活用し、学校と家庭が一体となった取組を推進する。 ○携帯電話やインターネットを使うルールづくりを行い、周知する。 ○「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等による、命を大切にする人権意識を高める。 ○日々の活動、学級懇談会、学校保健委員会や講演会等を通して、思いやりの心や善悪の判断、正義感を育むための指導を行う。 ○「24時間子ども SOS ダイアル、メール相談窓口」等の周知を行う。 ○学校評価において、情報収集、いじめ問題への取り組み等について自己評価を行う。 ○児童の悩みや相談をより受け止めることができるように組織的に連携する。

① いじめの早期発見に関すること	<p>○児童の些細な変化に気づき、「情報交換会」で情報を全職員共有する。</p> <p>○毎月のいじめ生活アンケート、いじめアンケートを実施し情報を収集し、随時個人面談等を行う。</p> <p>○いじめ相談電話等、いじめ相談窓口を周知する。</p>	<p>○学級 PTA、社会体育、地域関係団体との情報収集を図る。</p> <p>○悩みは何でも相談できるような雰囲気、普段から作り、教育相談の活用を図る。</p> <p>○いじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。</p>
② いじめの早期対応に関すること (いじめられた側)	<p>○本人や知らせて来た児童の安全確保</p> <p>○正確かつ迅速な事実関係の把握、適切に指導、組織的な対応を行う。</p> <p>○心のケア、いじめから守り通すための対応を行う。</p> <p>○状況に応じて、外部機関と連携する。</p>	<p>○家庭訪問等で保護者に事実関係を正確に伝え、確実な保護者等と協力して対応する体制を整える。</p> <p>○事案によっては PTA や関係機関と協議するが、個人情報やプライバシーの問題も踏まえ慎重に対応する。</p>
(いじめた側)	<p>○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、組織的にいじめをやめさせ、再発を防止する措置をとる。</p> <p>○状況に応じて、カウンセラー、教育相談、児童相談所、警察等、関係諸機関と連携をとる。</p>	<p>○保護者に確実な情報を迅速に伝え、継続的な助言を行う。</p> <p>○被害児童、保護者に対して、適切な対応をするように伝える。</p>
(いじめをみていた児童)	<p>○「傍観者」の中から「仲裁者」が表れるよう、誰かに相談する勇気を持つよう指導する。</p> <p>○互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りに努める。</p>	<p>○いじめに気づいたとき、傍観者とならず助ける側の態度をとることができるような子どもに育てる。</p> <p>○いじめに対する考え方を理解してもらい、どんな場合でもいじめの側や傍観者にならないという気持ちを育てるように伝える。</p>
「ネットいじめ」の未然防止・早期発見	<p>○教育委員会と連携し、アンケートなどの方法により、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。</p> <p>○児童の発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。</p>	<p>○インターネットの利用に関する親子のルール作りや児童同士のルール作りを推進する。</p> <p>○フィルタリングサービスの利用を徹底するように努める。</p>
「ネットいじめ」の対応	<p>○事実関係を明らかにし、相手の立場に立って考えさせる指導を行う。</p> <p>○インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために削除措置をとる。</p>	<p>○保護者や関係機関と速やかに連携する。</p> <p>○被害者本人及び保護者の了解のもと、発見の経緯、書き込み者の心当たりの有無、保護者への相談状況、他の児童の認知状況を確認し、実態把握する。</p>

(重大事態への対応)

- ・いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合
- ・いじめにより在籍する児童生徒が相等の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日(毎学期100日以上)を目安として一定期間連続して欠席している場合(病欠は除く)

【組織的対応の流れ】 1 発見 2 情報収集 3 事実確認 4 方針決定を速やかに行う。

